

名古屋市農業委員会 令和5年第3回総会 議 事 録

- 開催日時 令和5年3月20日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時13分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	14 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長级以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 会長の互選について

(3) 議案審議

第23号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第24号議案 農地法第 4条の規定による許可申請について

第25号議案 農地法第 5条の規定による所有権移転許可申請について

第26号議案 農地法第 5条の規定による使用貸借権設定許可取消願について

第27号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第28号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第29号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認に
ついて

第30号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の決定について

第31号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第32号議案 名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について

第33号議案 名古屋市農業委員会事務局以下代決規程の一部改正について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②営農型太陽光発電設備の一時転用について

(5) その他

(6) 閉会

令和5年第3回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	原 田 晴 充 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	坂 野 文 明 委員	6 番	石 田 正 彦 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 利 久 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員		
1 5 番	安 井 勝 春 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

		1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	木 村 幸 廣 委員
2 1 番	大 島 誠 委員	2 2 番	伊 藤 正 幸 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	竹 川 孝 司 委員
2 7 番	服 部 勇 夫 委員	2 8 番	安 井 秀 樹 委員

令和 5 年第 3 回総会（令和 5 年 3 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年第 3 回総会を始めさせていただきます。 開会に先立ちまして、3 月 13 日に逝去されました農業委員会会長の岩田公雄様へ哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。皆さまご起立をお願いいたします。 黙祷（1 分間） 黙祷、終わります。ありがとうございました。おなおりください。 それでは、名古屋市農業委員会規程第 4 条第 1 項に基づき、会長職務代理の布目委員の議事進行により会議を進めていただきます。布目会長職務代理、よろしくをお願いいたします。
布目代理	会長職務代理の布目です。よろしくをお願いいたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 令和 5 年 3 月総会の開催にあたり、一言あいさつを申し上げます。 故 岩田公雄会長におかれましては、突然のご不幸、誠に残念でなりません。心よりお悔やみ申し上げます。 岩田会長は、平成 17 年から農業委員を 6 期 18 年務められ、都市農業の振興に指導的な役割を果たされました。 ここに謹んで哀悼の意を表し、私たち農業委員と農地利用最適化推進委員は、岩田会長の遺志を引き継ぎ、今後も地域の農

業者のために、職務を務めてまいりたいと思います。

では、ただいまより令和5年第3回総会を開会いたします。

本日の予定ですが、「名古屋市農業委員会規程」により、会長が欠けるに至ったときは、速やかに総会を開催し、会長の選出を行わなければならないため、議案審議に入る前に会長の互選を行います。

次に議案といたしまして、第23号議案「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第33号議案「名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部改正について」までの11議案の審議を行います。また、議題を1件、報告事項を2件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は15人中14人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は12人中10人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、川本美幸委員及び小畠盛夫委員の両委員をお願いいたします。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

農政係長	それでは、次第２の「会長の互選」に移ります。 事務局、説明をお願いいたします。 会長の選任につきましては、農業委員会等に関する法律第５条第２項により、会長は委員が互選した者をもって充てると規定されております。また名古屋市農業委員会規程第２条第２項により、会長が欠けるに至ったときは、速やかに総会を開催し会長の互選を行わなければならないと規定されております。 委員による互選ということで互いに選びあうということではございますが、互選の方法としまして、投票による方法と、ご出席の委員に異議がない場合は、委員１名を指名推薦する方法がございます。 過去２回の改選におきましては、指名推薦の方法で会長の互選を執り行っていたいております。以上でございます。
布目代理	ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございました。ここで、皆様にお諮りしたいと思います。今回の会長の互選について、指名推薦方式で決めてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
布目代理	異議なしとのことですので、そのように取り扱います。それではさっそく、会長の互選を行います。 会長の推薦について、運営委員である近藤委員に発言を求めます。近藤委員、お願いします。
近藤委員	運営委員の近藤です。 新しい会長につきまして、運営委員会で話し合った結果、会

	長職務代理第1順位の布目巳佐子委員を推薦いたします。 よろしくお願いします。
布目代理	ただいま近藤委員から、会長の推薦がありましたがいかがでしょうか。
委員	異議なし。
布目代理	異議なしとのことですので、会長は私、布目巳佐子に決定いたしました。
農政課長	ありがとうございます。 それでは、新たに農業委員会会長に選出されました布目会長から、ひと言ごあいさつをお願いしたいと思います。 布目会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいま会長に指名していただきました布目でございます。責任ある役職に就くことに、身の引き締まる思いをしています。 9月には次期農業委員会の改選を控え、任期も残すところ6か月を切りましたが、故 岩田会長の後を引き継ぎ、都市農業の振興のため、微力ではございますが、頑張っていく所存でございます。委員の皆さまのご協力をお願いして、会長就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。
農政課長	ありがとうございました。 それでは、名古屋市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	それでは、ここからは、新しい会長として議事の進行を行います。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 23 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-2 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-2 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、3 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

始めに、譲渡人と、譲受人は親子で、住居及び生計を一にしており、譲受人の奥さんを含めた 3 人で 4,162 平米の農地を経営しています。

このたび、譲渡人所有の農地について、親族間贈与により、子の譲受人に持分の一部を移転することとなり、本件申請がなされたものです。

申請の名東区亀の井三丁目の 1 筆は、梅や栗が栽培されており、良好に肥培管理されていました。

また、譲受人は、農業経営の中心を担っており、全ての農地が良好に管理されていることを確認しました。権利取得後も、引き続き適正に管理されるものと見込まれます。

以上のことから、何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-6 及び 3-7 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-6 及び 3-7 の農地につきまして、3 月 2 日と 6 日に担当委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-6 は、譲渡人が営農規模縮小のため本農地の売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。 申請地である中川区江松四丁目の 1 筆は田で耕作準備中の状態でした。 また、譲受人世帯の所有地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。 続いて受付番号 3-7 は、譲渡人が廃業のため本農地の売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。 申請地である中川区富田町大字千音寺字供木の 1 筆は畑で、耕作準備中の状態でした。 また、譲受人世帯の所有地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。 以上 2 件につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

	特にないようです。それでは、第 23 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 23 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 24 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-3 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、3 月 2 日に調査した結果をご報告します。 申出者は、申請地について、一年中安定した収入が見込める菌床シイタケ栽培を農福連携で行うため利用権設定をしましたが、届出をすることなくコンクリートを貼ってしまったため、農用地の区分変更を行い、ハウスを農業用施設としてそのまま利用するにあたり、追認申請に至ったものです。 申請地の港区西福田三丁目の 1 筆は、農業用施設用地に区分変更された畑で、シイタケ栽培用施設として転用許可するに問題ないと判断できる農地です。海東土地改良区の意見書もあることから、当該事業には問題がないものと考えられます。 また、所有者の同意は得ており、必要最小限の面積で、農業用施設等として転用するため、分筆はせず、地目変更もしないとのことです。 コンクリ農地において未届出のまま施工したことにつつま

	して、今後は必ず届出後にコンクリート施工を行うことを始末書及び面談にて確認しております。 周囲の状況は、東側は田、西側は畑、南側は水路、北側は道路で、被害防除には配慮するとのことでした。 以上、調査の結果、許可をするについて、やむをえないものと思います。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特になさそうです。それでは、第 24 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 24 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 25 号議案、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-5 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-5 の農地につきまして、3 月 6 日に担当委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 本件は、譲受人が自家用駐車場にする目的で、農地区分が白地の第 3 種農地の所有権移転を行うものです。 譲受人は、自宅近くで自家用車の駐車場を探していたとこ

ろ、自宅敷地に隣接する申請地について、譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請に至りました。

申請地の中川区富永二丁目の1筆の畑は、タマネギ、スナックエンドウなどが作付けされており、良好に管理されていました。

周辺の状況は、西側及び南側は道路、北側は宅地、東側は宅地への通路に接しております。

また、富田町土地改良区の意見書、排水権利者の同意書があることや、譲受人に資金調達の見込みがあることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、許可することに問題はないと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第25号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第25号議案の案件は許可することといたします。

次に、第26号議案、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可取消願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号4-1について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長	受付番号 4-1 につきまして、担当委員さんと事務局職員とで、3 月 2 日に調査した結果を報告します。 申請人は、平成 30 年 2 月の、農業委員会総会で、分家住宅の建設のため、5 条許可を受けていましたが、その後、家族内の問題から、住宅建築の必要性がなくなり、今回の、取消し願いの申請に至ったとのことことです。 申請地の港区藤高二丁目始め 3 筆の土地は、畑で、現地は耕作準備中でした。 事務局職員が聞き取り調査を行い、今後、畑として管理していくことの意味を確認しております。 以上、調査の結果、取消をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 26 号議案の案件については、取り消してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 26 号議案の案件は許可いたします。 次に、第 27 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-50 から 1-65 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

受付番号 1-50 から 1-65 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、3月2日と3日の両日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-50、天白区山根町の1筆は、耕作準備中でした。

受付番号 1-51 及び 1-52 は、同一農地に対する持ち分での申請で、天白区菅田一丁目の1筆には、ミカンが栽培されていました。

受付番号 1-53、天白区天白町大字野並字北沢の1筆には、ミカンやタマネギが、受付番号 1-54、緑区大高町字坊主山の1筆には、ブロッコリー、大根が、同1筆には、ブロッコリー、タマネギが、同1筆には、タマネギが、大高町字丸ノ内の1筆には、ブロッコリーが、それぞれ栽培されていました。

受付番号 1-55 及び 1-56 も同一農地に対する持ち分での申請で、天白区西入町の1筆には、ネギ、ミカンが、同1筆には、ミカンが、栽培されていました。

受付番号 1-57、天白区元八事一丁目の1筆には、ニンジン、ネギのほか、柿やミカンが、受付番号 1-58、天白区菅田一丁目の1筆には、サトイモが、菅田三丁目の1筆は、梅が、栽培されていました。

受付番号 1-59、緑区桶狭間巻山の3筆には、一体で牧草や菜花が、同1筆には、牧草が、同2筆には、一体でキャベツ、白菜などが、栽培されていました。

受付番号 1-60、緑区鳴海町字三高根の1筆には、タマネギ、エンドウが、同1筆には、ミカン、キンカンが、受付番号 1-61、天白区天白町大字野並字北沢の2筆は、一体でミカンが、栽培されていました。

受付番号 1-62、天白区鴻の巣一丁目の 4 筆には、一体でネギ、タマネギなどが、鴻の巣二丁目の 1 筆には、エンドウやそら豆、レモンが、受付番号 1-63、天白区海老山の 1 筆には、白菜、大根が、同 1 筆には、水稻収穫後の状態のほか、ブロッコリー、タマネギが、笹原町の 1 筆と、ひとつ飛んで西入町の 1 筆には、甘薯が、天白町大字野並字稲田の 1 筆には柿が、それぞれ栽培されていました。

受付番号 1-64、天白区山根町の 3 筆には、一体でキャベツやタマネギが、同 1 筆には、ニンジンが、栽培されていました。

受付番号 1-65、緑区桶狭間清水山の 2 筆は、令和 3 年 3 月までは、他の筆と一体で牧場敷地の一部として管理されていましたが、現在、1 筆は、他筆と一体で今後の利用計画を検討しているところで、耕作準備中。もう 1 筆には、ブルーベリーが栽培されていました。

以上、いずれも、農地として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-32 から 2-36 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-32 から 2-36 について、3 月 2 日と 3 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-32 は、田で、耕作準備中でした。

受付番号 2-33 は、2 筆とも畑で、大根、ホウレンソウ、ミカン等が作付けされていました。

	受付番号 2-34 は、田で、水稻収穫後起耕済みでした。 受付番号 2-35 は、畑で、ニンジン、タマネギ、エンドウ等が作付けされていました。 受付番号 2-36 は、2 筆とも畑で、ネギ、エンドウ豆、白菜等が作付けされていました。 いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-23 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-23 の農地につきまして、3 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 願い出のありました、中川区榎津西町の 1 筆、富田町大字榎津字戌新田の 1 筆、同字川田の 1 筆の田は耕作準備中、榎松町の 1 筆の畑も耕作準備中の状態でした。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 27 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 27 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 28 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-11 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-11 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、3 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の、天白区菅田一丁目の 1 筆は、昨年亡くなられた所有者の子が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請地は、甘薯、小松菜などが栽培され、良好に管理されていました。 また、申請者自らが耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されていることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。 以上のことから、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 28 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 28 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 29 号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について審議を行います。 いわゆる特定農地貸付法は、市民農園の一種である「区画貸し農園」が一定の要件を満たした形で行われる場合には、「特定農地貸付け」として、農地法第 3 条の規制の対象外とすることを定めています。配付資料の①及び②をご覧ください。 この中で、農業委員会が審査する事項は、この市民農園の貸付規程が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。 また、申請者の貸付規程の内容については、表の右側に記載してあります。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。第 29 号議案について、東部・緑農政課長お願いいたします
東部・緑農政課長	本議案の農地につきまして、担当委員さんと事務局職員で 3 月 2 日と 3 日に、現地調査を行っており、【東部・緑①】は市民農園、【東部・緑②】は耕作準備中となっています。 はじめに、【東部・緑①】ですが、所在は南区明円町の 1 筆、現況地目は畑、面積は 856 平方メートルで、4 名の共有となっています。 こちらは、平成 29 年 2 月の農業委員会において、隣接地と一体で特定農地貸付けの承認がされ市民農園として利用されてきましたが、このたび隣接地部分を廃園することとなったため、農園として残す部分について、改めて貸付け承認の申請を行うものです。

配付資料①をご覧ください。

はじめに、1号の「位置及び規模」についてですが、申請地周辺は、住宅街で、隣接農地もなく、周辺農地に支障を及ぼすことのない「適切な位置」にあります。

また、規模も、区画数は45区画を予定しており、他の市民農園と比較して、妥当なものと思われます。

次に、2号の「募集及び選考の方法」ですが、貸付規程によりますと、チラシや掲示などにより、一般公募で、先着順に受け付け、募集人数を上回る場合は抽選により決定すると定められており、「公平かつ適正」なものと認められます。

次に、3号の「貸付期間その他の条件など」につきましては、同規程で、貸付期間を初年度11か月、更新後1年とするなどの利用条件が定められており、違法不当ではなく、適正なものと認められます。

最後に4号ですが、申請地には、小作権など「所有権以外の権原に基づいて耕作するものがない」ことを確認しております。

続きまして【東部・緑②】です。

対象農地は、所在が名東区貴船一丁目の1筆、現況地目は畑、面積は479平方メートルです。

配付資料②をご覧ください。

始めに、1号の「位置及び規模」についてですが、申請地周辺は、住宅街で、隣接農地もなく、周辺農地に支障を及ぼすことのない「適切な位置」にあります。

また、規模も、区画数は 13 区画を予定しており、他の市民農園と比較して、妥当なものと思われます。

次に、2 号の「募集及び選考の方法」ですが、貸付規程によりますと、チラシや掲示などにより、一般公募で、先着順に受け付け、募集人数を上回る場合は抽選により決定すると定められており、「公平かつ適正」なものと認められます。

次に、3 号の「貸付期間その他の条件など」につきましては、同規程で、貸付期間を初年度 11 か月、更新後 1 年とするなどの利用条件が定められており、違法不当ではなく、適正なものと認められます。

最後に 4 号ですが、申請地には、小作権など「所有権以外の権原に基づいて耕作するものがない」ことを確認しております。

以上のことから、これら 2 件につきまして、承認することにより何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 29 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 29 号議案の案件は承認いたします。

次に、第 30 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件

	となります。 審議のポイントとして、配付資料③から⑥をお配りしていますので、合わせてご覧ください。 それでは、27 ページの農用地利用集積計画案の第 19 号について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山 農政課長	本件、第 19 号につきまして、3 月 2 日に、担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 該当の農地は、守山区大字上志段味字東谷の畑 2 筆、合計 467 平米、現在は耕作準備中です。このたび、借受人より所有者に対し、申請地の借り受け希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申請に至ったものです。 借受人は、該当農地の隣接地にて 10 年以上のブルーベリー栽培経験があります。申し出の農地につきましては、その経験を活かし、ブルーベリー等の果樹の栽培を行う計画がされています。 利用権の設定内容については、名古屋市の定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しており、この利用権設定により農用地の有効利用につながるものと考えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、28 ページから 30 ページの農用地利用集積計画案の第 20 号から 22 号について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課 長	農用地利用集積計画案の令和 4 年度第 20 号から第 22 号の農地につきまして、3 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査及び面談を行いましたので、結果をご報告いたします。

始めに第 20 号ですが、新規就農希望者が名古屋市農地バンク制度を利用し、農地を借り受け、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区水里四丁目の 1 筆の畑は、現在耕作準備中の状態でした。

申請者は今年度、愛知県立農業大学校の「農業者育成支援研修」にて、露地野菜栽培や農業機械の取り扱いなどを学んだのち、自宅近くで農地を探す中で本申請に至ったとのことでした。また、申請地においては、枝豆やトウモロコシ、ブロッコリーなどを作付け予定とのことでした。

これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。

また、配布資料④に記載のとおり、利用権の存続期間、有益費の償還といった項目におきまして、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

続きまして、第 21 号ですが、就農希望者が農地を借り受け果樹を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区富永四丁目の 1 筆の畑は、現在耕作準備中の状態でした。

申請者は、10 年ほど前から自宅の庭で柑橘類の果樹を栽培しており、直売所での販売実績があるほか、ボランティアやパートで畑の農作業を行うなかで、営農規模を拡大したいと思い

立ち本申請に至りました。また、申請地においては、温州ミカンやレモン、ライムなどを植え付けし、姉とも協力しながら管理をしていくとのことです。

これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。

また、配布資料⑤に記載のとおり、利用権の存続期間、有益費の償還といった項目におきまして、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

続きまして、第 22 号ですが、就農希望者が農地を借り受け、自身が園長を務める認定こども園の園児たちの農作業体験のため、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、賃借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区福島一丁目の 1 筆の畑は、現在、タマネギ、白菜などが植え付けられ良好に管理されていました。

申請者は三重県いなべ市在住ですが、申請地近くの認定こども園の園長を務めております。自身は、いなべ市のほうで長年農業に携わっており、現在約 30 ヘクタールの農地を管理されております。申請地には、キュウリやサツマイモなどを植え付け予定で、実際の農作業は申請者が中心となって行いますが、認定こども園の従業員も一緒に管理を行っていくとのことです。

これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。

また、配布資料⑥に記載のとおり、利用権の存続期間、有益費の償還といった項目におきまして、名古屋市の定める「農業

	経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。 以上のことから、これらの利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 それではここで、第 30 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。26 ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。 理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 30 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 30 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第31号議案、農業振興地域整備計画変更に関する意見

聴取について審議を行います。

審議のポイントについては、37ページの法律をご覧ください。第13条の2項の第1号から第5号の、いわゆる5要件を満たしているかどうかポイントになります。

具体的には、

一、農用地等以外の用途に供することが国土資源の合理的な利用の見地から必要かつその規模が適当であり、農用地区域外の土地で代えることが困難であるか。

二、農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないか。

三、担い手の農用地利用集積に影響を及ぼすおそれがないと認められるか。

四、農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないか。

五、農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるか。

になります。

それでは、36 ページの農業振興地域整備計画変更の概要について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-4 につきまして、2 月 3 日に、担当委員さんと事務局職員とで、調査した結果をご報告します。

申出者は、このたび、自身の所有する申請地、港区新茶屋四丁目の 1 筆の田、面積 826 平米のうち 289 平米へ自己住宅を建築するため、農業振興地域整備計画変更の意見聴収を行うものです。

申出者は現在、港区の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。土地を選定するにあたり、今後、自己所有農地の管理ができる土地で選定するに至ったとのこと。

当該土地は、農業振興地域整備計画の対象ではありますが、白地に接続し、かつ、一種農地ではありますが集落に接続しています。他に適地がなく、今回の申し出に及んだものです。

なお、申請地の北側は道路、西側は宅地、南及び東側は田となっており、茶屋後土地改良区から排水同意書もあり、被害の防除には配慮するとのこと。

以上、調査の結果、今回の農用地除外は、農地の集団性や農地の効率的な利用に支障をきたすものではなく、除外を認めることもやむを得ないものと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にはないようです。それではここで、第 31 号議案の議決の案を読み上げます。35 ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年 9 月 26 日農林省令第 45 号）第 3 条の 2 第 2 項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に

	関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。 それでは、第 31 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 31 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 32 号議案、名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について審議を行います。 事務局、説明をお願いいたします。
農政係長	38 ページをご覧ください。 本件は令和 5 年 4 月 1 日付の名古屋市における本庁の組織の改正に伴いまして、農業委員会事務局規程について改正を行うものです。 名古屋市におきましては、都市農業支援を担当する主査が、農地利用等の調整を行っていましたが、組織の改正に伴いまして充て職となっております本農業委員会の事務局の任を解かれます。これに伴いまして規程を整理する必要があるとなりました。 本規程の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行となります。 また、40 ページ、41 ページに新旧対照を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。 以上が農業委員会事務局規程の改正内容でございます。ご審

	議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。 特にないようです。それでは、お諮りいたします。第 32 号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 32 号議案は原案のとおり改正することといたします。 次に、第 33 号議案、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部改正について審議を行います。 事務局、説明をお願いいたします。
農政係長	42 ページをご覧ください。 改正内容につきましては、理由にもありますように、名古屋市個人情報保護条例が改正されまして、改正内容は保有個人情報の「消去・利用停止の請求」のうち、「消去・利用停止」という文言が「利用停止」と改められました。それに伴いまして、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程につきましても、同様の改正をするものでございます。 本規程の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行となります。なお、43 ページに新旧対照を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。 以上が本規程の一部改正の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。 特にないようです。それでは、お諮りいたします。第 33 号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 33 号議案は原案のとおり改正することといたします。 本日予定しました議案は、以上でございます。 続きまして、議題に移ります。議題 1「農業委員の欠員について」でございます。 事務局、説明をお願いいたします。
農政係長	岩田公雄農業委員が逝去されたことによりまして、農業委員の定数が 1 名欠員となりました。現在の農業委員の任期は、令和 5 年 9 月 18 日までであり、任期は残り 6 ヶ月を切っております。欠員の補充を行うには、通常を選任の手続きと同様に推薦、募集を行う必要がありますが、任期の満了までに手続きを完了することができません。そのため現在の任期中に関しましては、新たに委員を補充しないとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。 特にないようです。それでは、議題 1 については、案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、議題 1 については、案のとおり決定いたします。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 7 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 12 件 続いて、8 ページから 15 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 22 件 続いて、16 ページから 37 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 61 件 続いて、38 ページですが、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 2 件 続いて、39 ページから 41 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 8 件 続いて、42 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、43 ページですが、農地の競売に関する買受適格証明が 4 件

続いて、44 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

続いて、45 ページですが、現況証明願が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にはないようです。

続きまして、報告（2）「営農型太陽光発電設備の一時転用」について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

本件は、中川区内の 2 か所の農地に一時転用として設置された営農型太陽光発電設備に関しまして、耕作地が発電設備の下部に位置することにより収穫量に影響が出ていないかという観点から、当該農地の収穫状況についてご報告させていただくものです。

お手元の資料「報告 2-1」をご覧ください。

本件は、当初平成 27 年 7 月の農地部会、直近では令和 3 年 3 月の総会でご審議いただき、農地法第 4 条の規定による 3 年間の農地の一時転用として許可をした、富永四丁目の案件です。

資料 11 ページの意見書をご覧ください。

「表 1」に記載のとおり、本農地ではブロッコリー、サトイモ、ミカンを栽培しており、ブロッコリーについては、地域の平均反収に対して 83.9 パーセント、サトイモについては同

82.4 パーセント、ミカンについては、まだ木が生育途中のため、同 58.0 パーセントの収穫となりました。

次に、資料「報告 2-2」をご覧ください。

本件は、当初平成 29 年 2 月の農地部会、直近では今年の 1 月総会にて農地法第 5 条の規定による 3 年間の農地の一時転用として許可をした江松西町の案件です。

資料 12 ページの意見書をご覧ください。

「表 1」に記載のとおり、本農地では、ミカン、大根、はつか大根、小松菜、こかぶを栽培しております。

ミカンについては若木のため、地域の平均反収の 5.2 パーセント、大根については同 96.1 パーセント、はつか大根については同 197.0 パーセント、小松菜については同 89.4 パーセント、こかぶについては同 81.2 パーセントの収穫となりました。

以上、いずれの農地も、耕作地が営農型発電設備の下部に位置することによる直接的な減収の影響は認められないと思われます。報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

成田委員

報告 2-1。申し訳ありません、中川農政課長さん。4 の生育状況見ますと、10 月 6 日のミカンの木なんですが、葉っぱが、みんな落ちちゃって、これ、どうなっとるかなと思うんですけど。その前の 6 月 7 日の果樹苗ってなっとるけど、現状、木の状態、成木の状態だと思うんだけど。苗ではないと思うんですけど。6 月時分だと、甘夏かなこれ。普通のミカン？温州ミカン？

議長（会長）

甘夏だと思います。

成田委員	甘夏だわね。
議長（会長）	だから、なりっぱなしのを撮ったんだと思います。
成田委員	6月だと収穫は。普通だと甘夏は、九州のほうだと12月に収穫するんですけど、普通はここら辺だと3月ぐらいに収穫するんですわ。私んともそうすけども。だで、6月の時点でもっと実があるような状態だといいいけど、6月に収穫しとるかもしれんけどね。 だけど、10月6日がこの状態は、何でだろうなと。やっぱり、排水対策やってそれが、ちょっと抜けたるんじゃないのかな。ということと、気になったのはどっかに書いてあったけど、12ページ。私の資料あげてもいいですけど、先ほどの梅も同じようにしましたんですけども、ミカンの8月から9月にかけて摘果を行ってなっとりますけど、普通はこの摘果というのは、花芽ができる前にやるわけですよ。そうすると、ようあっても6月時分に摘果するんですよ。8月っていうのはほとんど仕上げ摘果の時期です。甘夏でもみんな一緒です。だけど甘夏でそうやる必要はないと思うんですが。それがひとつ。 それから、甘夏という前提でいくと、3月と9月で化成肥料の追肥を適量行うこととなっておりますが、普通元肥というのは3月に入れるんです。それで実のついとる状態によって6月か7月ぐらいに追肥をやって、それから甘夏ですと9月、11月と、まあ、8月か11月時分に2回ぐらい入れるんです。普通の温州ミカンですと、秋は収穫直前の10月か11月時分に入れるんです。7月と11月が追肥の時期なんです。 だから、施肥そのものの基本がわかってないんじゃないかなと。私はそう思うんですけど。違つとればすいません。そういうことをインターネットでもいいですし、緑区の場合ですと担当者が私にいつも果樹の栽培の参考書を見せてほしいって

	うことでね、いつも資料を出しておりますけれども、ちょっとそこら辺、もうちょっと現場の栽培者の勉強していただかないといかんと私は思います。 だから、今の落葉してるような状況っていうことからいうと、日照の問題があるかどうか私は現場を見てないでわかりませんが、とってミカンは、1年おきになっちゃう。私のところでもそうです。施肥をやっても、なかなかいかんし、品種によってもいかんし、もちろん摘果もやりますし、施肥もやったりわけですけども、そこら辺とこ、もうちょっと考えていただかないと、ミカン終わってますで終わっちゃう。収量はしょうがないですけども。そこら辺とこ、ご指導のほどお願いしたいと思います。以上です。
議長（会長）	中川農政課長。
中川農政課長	貴重なご意見、ありがとうございます。いただいたご意見につきまして、今後の栽培に活かすよう事業者に伝えてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ご指導、よろしくお願いいたします。他にないでしょうか。 他にないようです。 報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。
農政係長	その他の連絡事項でございます。 2月分、3月分の農業委員会の活動記録について、ご連絡いたします。通知にてお伝えしております2月分及び3月分の活動記録を、4月早々に愛知県に報告する必要があるため、本日までに2月分、3月分合わせて提出していただきますようお願い申し上げます。もしご提出がまだという委員さん

議長（会長）	がいらっしゃいましたら、地区農政課に速やかにご提出いただくよう、お願い申し上げます。連絡事項は以上でございます。 では、遅れている方は出してください。お願いいたします。 その他、何かありますでしょうか。 他にないようです。 それでは、閉会前に少し時間をいただきまして、事務局次長、東部・緑農政課長が今年度をもちまして退職となりますので、ご挨拶をいただきます。 それでは、事務局次長、お願いいたします。
事務局次長	大変お忙しい中、お時間をいただきまして申し訳ございません。次長をやらせていただいております宮島でございますが、この3月をもって定年退職を迎えることとなりました。今年1年、初めてこの農政担当させていただきました。総会のたびにいろいろな話を皆様からお伺いして、本当に勉強させていただけたと思っております。今日、岩田会長さんが残念ながらご挨拶が直接できないですけれども、総会の時にいつも、岩田会長さんが少し早めにお見えになって、雑談をしていろいろなことを教えていただきました。それが、私のこの1年の大切な思い出になったなと思っております。また、いろいろな地域のイベント、朝市にも出かけさせていただいて、名古屋で皆様がお作りになられた野菜とかお米とかを、いろいろな場面で買わせていただき、自宅で調理をするという。この1年間本当に新鮮な野菜、新鮮なお米がいかに美味しかったというのを、本当に実感した1年でございます。私も庭で、プランターでいくつか朝市で買わせていただいた苗を育てたりもしてるんですけれども、なかなか難しいなというのが実感で、それを皆様方が継承しながら続けていらっしゃるっていうのは、本当に頭が下がることだなというのを実感しております。この1年本当にたく

さんのことを学ばせていただきまして、皆様には本当に感謝しかございません。またこれからも、名古屋市の農政職員ががんばってやってまいりますので、引き続き皆様方のご尽力、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

私も 4 月 1 日からは、職を解かれるわけでございますけれども、引き続きいろいろなところで、名古屋の野菜を買わせていただく、名古屋のお米を食べさせていただくことで、陰ながら応援していけたらなと思っておりますので、また引き続きのご尽力をよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、ここにおられます皆様方の今後の益々の発展とご健勝を祈念いたしまして、私の最後のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（会長）

次に、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

お時間いただきまして、ありがとうございます。東部・緑農政課長の風岡と申します。

東部・緑農政課長として 3 年間勤めさせていただきました。まさにこの 3 年間というのはコロナの 3 年間ということで、初年度に楽しみにしていた旅行会がいきなり中止になりまして、そのあと懇親会等々もすべて中止になりまして、皆さんのことを深く知る機会というのがことごとく無くなり、とても残念な思いでした。そんな中でも、毎月現地調査をしておるんですけれども、東部・緑地区の特に委員さんには、いろいろなことを教えていただきまして、大変勉強になりました。本当にありがとうございます。農家の方々のご苦勞ですとか、いろいろ抱えている問題、そういったところの理解が深まりました。

実は私も半分農家みたいなところに生まれ育ちまして、西の地域で育ったものですから、水田とかそういったのは結構わかってるつもりではいたんですけど、東部のほうは全然景色が違

	ってまして、特にブドウ畑が、いろいろ回らせていただく中では、印象に残ってます。そういったことで楽しく過ごさせていただいた3年間だと思ってます。役所生活もあと残すところ10日余りということになりました。こうして無事に職務を全うできるということにつきましては、本日ご出席の委員の方々を始めとして多くの方々のご支援、ご指導のおかげだと思って、大変感謝をしております。3年間ではございましたけれども、本当に皆様方にはお世話になりました。ありがとうございました。
議長（会長）	本当にお二人とも、長い間お疲れさまでございました。ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、令和5年第3回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後3時13分）